

II 安全活動

■ 第1 安全活動について

安全管理体制が整備され安全管理が確立し、経営トップによる安全方針の表明、安全目標や安全計画の策定が的確に行われることは、安全活動の最重要事項ですが、現場の関係者の安全意識や熱意が低い場合には、その事業場の安全活動が成功していることにはならず、災害の減少にも繋がりません。経営トップの方針、目標、計画などが現場の労働者まで理解され、実行されてこそ事業場の安全水準の向上が期待できます。

事業場トップの積極的な支援の下に現場で実行する必要があります。ここでは、主な安全活動の内容について説明します。なお、KY活動については、後ほど詳しく説明します。

■ 第2 主な安全活動の内容について

1 4S活動 = 災害の原因を取り除く

4S活動とは、「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。

4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。お客様の目に触れにくいバックヤードも整理を忘れないようにしましょう。荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は災害の危険が高くなります。



2 危険の「見える化」 = 潜んでいる危険を見つける

危険の「見える化」は、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することです。KY活動で見つけた危険のポイントに、ステッカーなどを貼り付けることで、注意を喚起します。墜落や衝突などのおそれのある箇所が分かっているならば、慎重に行動することができます。

3 安全意識の啓発 = 全員参加

安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣に関わらず、従業員も全員参加することが重要です。

従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用したトップの「安全で安心な職場づくり」の表明や、チラシなどによる周知などが効果的です。

※ 安全活動は、「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。

そこで、「安全の担当者」＝「安全推進者」を配置しましょう。

第3 安全推進者について

1 安全推進者を配置するときのポイント

安全推進者は、事業場ごとに1人以上配置します。（一定区域内の複数の事業場に、1人の安全推進者を配置することもできます。）

安全推進者を配置したときは、名前を作業場に掲示して、周知します。

事業主は、安全推進者が活動しやすいように、必要な権限を与えて、能力向上にも配慮します。

2 安全推進者の活動内容

① 職場環境と作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善、刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など

② 労働者の安全意識の啓発と安全教育に関すること

例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発、荷物の運搬などの作業での安全な作業手順についての教育・研修の実施など